

文京区男女平等参画に関する区民調査からみえた課題

男女平等参画をめぐる社会の動向や区民調査の結果を見ると、次のとおり今後更に取組を進めていかなければならない課題が残されています。

1 男女平等意識について

(1) 男性優遇意識

家庭における男女平等の設問では、男女とも「平等である」と感じている割合は前回調査からほとんど変わらず、男性で4割弱、女性で5割台の人が「男性が優遇されている」と回答しており、依然として家庭においては「男性優遇」の状況が続いています。また、「平等である」の回答結果に女性が21.9%、男性が35.3%と男女間で差が見られることから、家庭における男女の認識の違いがあることが分かります。

社会通念、慣習、しきたりにおける「男女平等」については、「男性が優遇されている」と感じる割合が全体的に高く、男女で比較すると、「男性の方が優遇されている」の回答結果に女性が83.4%、男性が76.3%と男女差が見られます。現在においても社会通念や慣習、しきたりの中では、特に固定的な役割分担などのジェンダー意識が根強く残っていると考えられます。(問6)

(2) 固定的な性別役割意識

家庭観については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感する層は前回調査の19%から11.9%と減少していますが、依然として全体の1割強が共感している状況です。固定的性別役割の意識の解消に向けて、施策や取組を進めていく必要があります。(問4)

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大以降の影響

新型コロナウイルス感染症拡大以降の家事への影響についても、在宅時間の変化は男女間でほとんど変わらないものの、家事の量や負担感は、ともに女性の方が増えたと感じています。

(問2、3)

2 ワーク・ライフ・バランスの推進について

(1) 希望と現実

生活の中での優先度として、性別問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高くなっています。一方、現実(現状)では、「仕事を優先」が高く、全体の6割半ばが希望と現実が一致しない層となっています。(問12)

(2) ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこと

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととしては、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」の回答が多く、育児休業・介護休業を取得しやすくするために必要なこととして「職場に取得しやすい雰囲気があること」の回答が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児・介護に関する社会的サポートの充実とともに、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。(問13、14)

3 職場における男女平等参画の促進について

(1) 職場における男女差別

職場における男女平等については、「平等である」の回答が年々微増し、改善傾向にはありますが、男女で比較すると、「男性の方が優遇されている」の回答結果に女性が67.7%、男性が52.8%と男女差が見られます。(問6)

(2) 性別にかかわらず働きやすい職場環境を作るために

性別にかかわらず働きやすい職場環境を作るために重要なこととしては、「性別による賃金格差を是正する」、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」、「労働時間の短縮などの労働条件を改善する」という回答の割合が高く、労働条件や職場環境、人事評価等の改善を進めていくことが重要です。(問9)

(3) 女性の活躍について

女性が働き続けることに対する設問では、性別を問わず「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と6割半ばの人が肯定している一方で、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高くなっており、特に5割以上の女性が負担を感じています。職場における女性への理解不足や家庭内での家事役割が、職場での女性の活躍を阻む恐れがあると考えられます。(問10)

女性の管理職登用への支援策としては、男性の働き方の見直し、上司や同僚等の周囲の子育てへの理解、女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実等、働く上でのサポート体制の充実が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進と同様に、職場における理解を深めるとともに、労働条件や職場環境、人事評価等の改善を進めていくことが重要です。(問11)

4 あらゆる暴力・ハラスメントの防止について

(1) ハラスメントの防止

ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です。(問24)

ハラスメントを受けた際は、女性は「相談しても無駄だと思った」「我慢すればやっていけると思った」等、被害を受けても抱え込む傾向にあり、男性は「相談することで不利益な扱いを受けると思った」「相談できる人がいなかった」等、相談をしたくてもできない状況下に置かれている傾向があることから、職場環境の改善のための取組を進め、気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を充実させていくことが必要です。(問24-3)

(2) DV(ドメスティック・バイオレンス[配偶者等からの暴力])の防止

暴力行為を受けた経験については女性が高くなり、暴力行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られました。一番多いDV被害経験、加害経験はともに心理的攻撃となっています。(問31)

被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人や親族であり、区の窓口や法務局の人権相談窓口、東京都女性相談センター等の公的な相談機関の利用は少ない状況です。(問3 1-1)

認知度についても、公的機関を知らない層は2割半ばとなり、警察以外の相談機関の認知度も低いことから、一層の周知が必要です。(問3 0)

また、被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と答える層が全体の約6割を占めることから、どのような行為が暴力にあたるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が重要となっています。(問3 1-1)

DV相談窓口に配慮してほしいことは、「匿名で相談ができる」、「24時間相談ができる」ことが高くなっており、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。

(問3 2)

さらに、暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪であるという意識の啓発」、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所(シェルター)の整備」を充実すべきだという回答が多くなっており、DVに関する啓発活動を進めるとともに、DV被害者への支援体制の一層の強化・周知が必要です。(問3 3)

5 人権問題について

(1) 社会における人権問題の対応状況について

日本の社会における人権及び人権に関する問題については、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」、「児童虐待(身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待)に関する防止策」が、人権尊重のための支援や差別、虐待に対する防止対策がなされていないという回答が多くなっています。

インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとともに、児童虐待の防止策にも一層力を入れていく必要があります。(問2 6)

(2) 性の多様性について

LGBT(性的マイノリティ)の認知度は高く、70.6%の方が「内容を知っている」と答えており、前回調査から52ポイント増えていることから、社会的な認知度は高まっています。(問7)

身近な方がLGBTQ等だった場合に、これまでと変わりなく接することができるかの問いに対して、6割強の方が「できそう」と答えています。男女別で見ると、「できないかもしれない」と「分からない」の合計は、女性より男性の方が高くなっています。(問2 9)

「できないかもしれない」、「分からない」と回答した理由は、「初めてのことなので、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」、「認めるべきだと思うが、気持ちがついていかない」といった回答が多く、認識・理解不足が課題となっています。

性的指向や性自認に関する正しい知識と理解の促進が必要であることが分かります。

(問2 9-1)